平成３０年６月２９日

各　名古屋市障害児通所支援事業所　御中

障害児通所支援事業所に係る看護職員加配加算創設後３か月経過後の届出について

　名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年３月１４日厚生労働省告示第１２２号）」（通所報酬告示）第１の１注１０【看護職員加配加算（児童発達支援）】を算定する場合、第３の１の注１０【看護職員加配加算（放課後等デイサービス）】を算定する場合の取扱については下記のとおりですので、届出方よろしくお願いいたします。

記

看護職員加配加算については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定にともなう実施上の留意事項について（H24.3.30障発0330第16号）（以下「留意事項通知」という。）」第二　２　（１）④の３（五）看護職員加配加算の取扱い及び（２）④看護職員加配加算の取扱いにより、平成30年7月からの算定については4月から6月における延べ利用児童数により算出することとされています。（H30.5.1指定以降の事業所は指定から3か月の利用児童数で算出）（留意事項通知 新旧対象P26、P49）

つきましては、**平成30年7月提供分以降に看護職員加配加算を算定する事業所**におかれましては、**加算届**【障害児（通所・入所・相談支援）給付費算定に係る体制等に関する届出書、添付書類含む】**の提出が必要**となりますので以下の通り取り扱いください。

１　提出期限

　（１）平成30年4月1日までに指定を受けた事業所（4～6月実績で提出）

平成30年7月13日17時（郵送の場合は、7月15日消印有効）

（２）平成30年5月1日以降に指定を受けた事業所（例：5/1指定→5～7月実績で提出）

　　　指定日から3か月3か月後の15日17時（5月1日指定→8月15日）

（閉庁日の場合はその直前の開庁日の17時、郵送の場合は15日消印有効）

２　提出書類

●　障害児（通所・入所・相談支援）給付費算定に係る体制等に関する届出書

●　添付書類

・　障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

・　看護職員加配加算に関する届出書

　　　　　　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

　　　　　　資格証（看護職員に変更のない場合は不要）

３　提出先　　〒460-8508（住所不要）

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

４　その他

　（１）　期限までに提出がない場合看護職員加配加算は算定できません。また、期限までに提出のあった場合は、提出月から看護職員加配加算を適用しますが、期限を過ぎた場合は、通常と同じく提出日が15日までの場合は翌月から、16日以降の場合は翌々月からの適用となります。

　（２）　8月提供分からの加算届の提出期限も7月13日（郵送の場合は15日消印有効）となります。**看護職員加配加算の変更と併せて届け出る場合は、どの加算等をいつから適用するかを明確に記載してください。**

　（３）　今回の届出により、平成31年3月提供分までの看護職員加配加算の**利用児童数**を算定します。

平成31年度分については、平成30年4月から平成31年3月の利用児童数により算定することとなります。（平成30年4月1日までに指定の事業所）

平成30年5月1日以降に指定を受けた事業所については、当初3か月経過後から1年までは今回の届出に基づき算定し、1年経過後からその年度末までは過去1年分の利用児童数に基づき算定します。（その後は前年度の利用児童数）

（４）　（１）の期限までに提出された際の適用月の取扱いは3か月経過後の届出のみに適用するものです。

子ども発達支援係

電話９７２－３１８７